

図1

廃棄物処理法の主な改正内容（不法投棄関係）

	平成9年改正	平成12年改正	平成15年改正	平成16年改正	平成17年改正
廃物の適正処理	○許可の欠格要件を拡充（暴力団対策、黒幕規定） ○名義貸しの禁止	○許可の欠格要件に間接的に違反行為に関与した者、暴力団員等である者、暴力団員等によって支配されている法人等を追加	○廃棄物の疑いのあるものに係る立入検査・報告徴収権限の拡充 ○産廃について緊急時の国の立入検査・報告徴収権限の創設 ○許可の欠格要件に職間通知後に廃止の届出をした者を追加 ○特に悪質な業者について業・施設の許可の取消しを義務化	○産業廃棄物の不適正処理に係る緊急時における国の関係都道府県への指示権限の創設 ○指定有害廃棄物（硫酸ピッチ）の不適正処理禁止	○不正の手段により許可を受けた者を許可の取消事由に追加 ○欠格要件に該当した許可業者・施設設置者について届出の義務付け ○許可の欠格要件に暴力団員等によって支配されている個人を追加
排出者と回収業者の責任の明確化	○全ての産業廃棄物についてマニフェスト使用の義務付け ○電子マニフェスト制度の創設 ○不法投棄された廃棄物の撤去・命令の対象者を拡大（マニフェスト不交付・虚偽記載の排出事業者） ○都道府県知事等による原状回復の代執行の手続簡素化	○排出事業者処理責任の徹底 ○マニフェストにより最終処分（再生を含む）がなされたことまで確認することを義務付け ○不法投棄された廃棄物の撤去・命令の対象者を大幅に拡大（違法性のある一定の要件に該当する排出事業者、関与者等）	○事業者が一廃の処理を他人に委託する場合の基準を創設		○マニフェスト制度違反に係る勧告に従わない者に係る罰則の公表・命令措置の導入 ○産業廃棄物の運搬又は処分を受託した者に対するマニフェスト保存の義務付け
罰則	○不法投棄等を3年以下の懲役又は1000万円（産廃・法人1億円）以下の罰金に引上げ ○マニフェスト虚偽記載に係る罰則を創設（30万円以下の罰金）	○不法投棄等：5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金に引上げ ○廃棄物の野外焼却の禁止（不法焼却：3年以下の懲役又は300万円以下の罰金） ○無確認輸出等：3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に引上げ ○マニフェスト義務違反に係る罰則を創設（50万円以下の罰金）	○不法投棄及び不法焼却の未遂罪を創設 ○不法投棄：一廃・法人に ついても1億円以下の罰金に引上げ	○不法投棄等目的の収集運搬に対する罰則の創設 ○不法焼却：5年以下の懲役又は1000万円（法人1億円）以下の罰金に引上げ	○無許可営業・事業範囲変更等：法人につき1億円以下の罰金に引き上げ ○無確認輸出：5年以下の懲役又は1000万円（法人1億円）以下の罰金に引上げ、未遂罪・予備罪の創設 ○マニフェスト義務違反：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に引上げ

図2 廃棄物事犯の検挙件数の推移

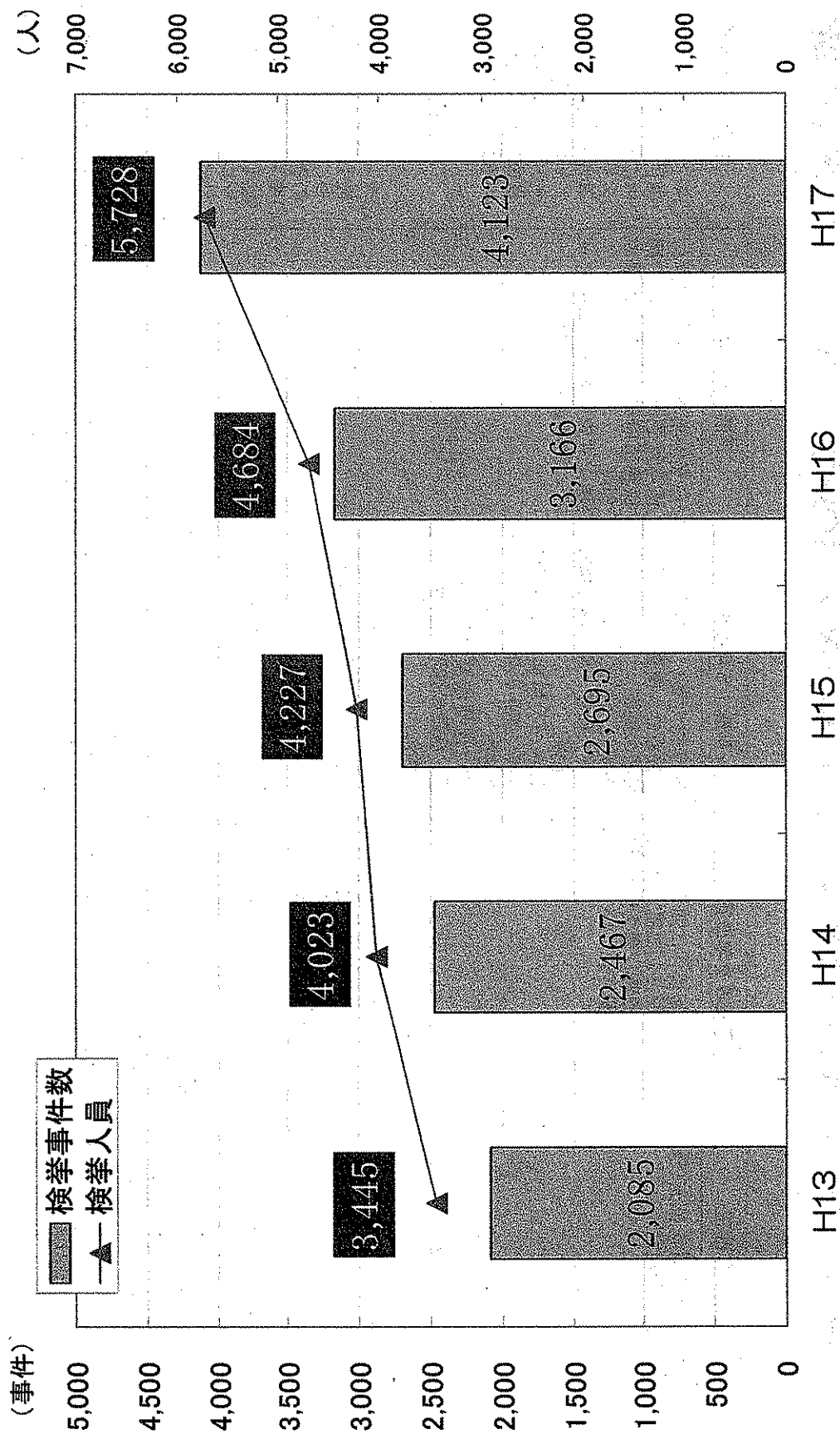
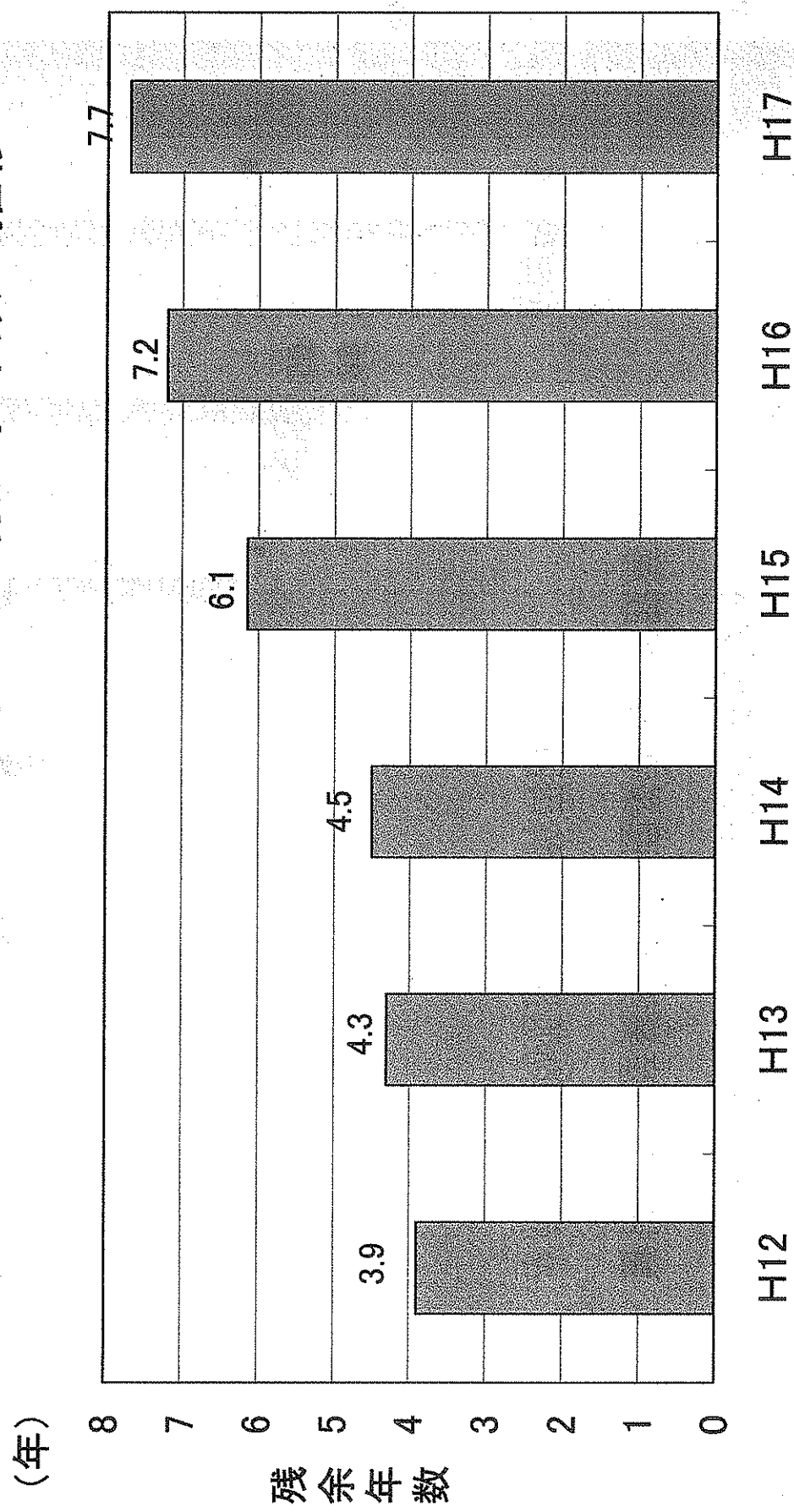


図3 産業廃棄物最終処分場残余年数の推移



年度末

図4 許可取消処分件数の推移

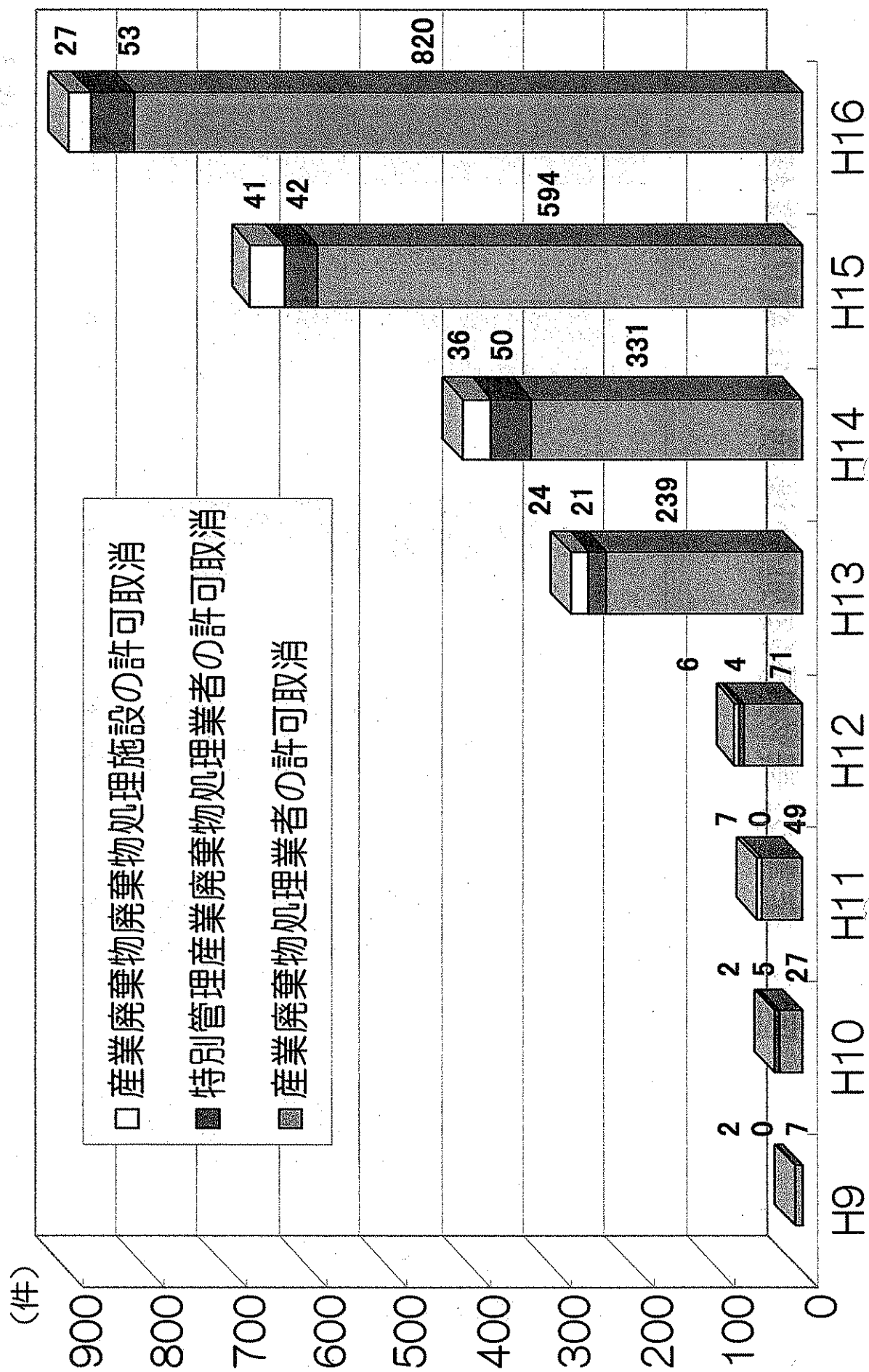


図5 措置命令発出件数の推移

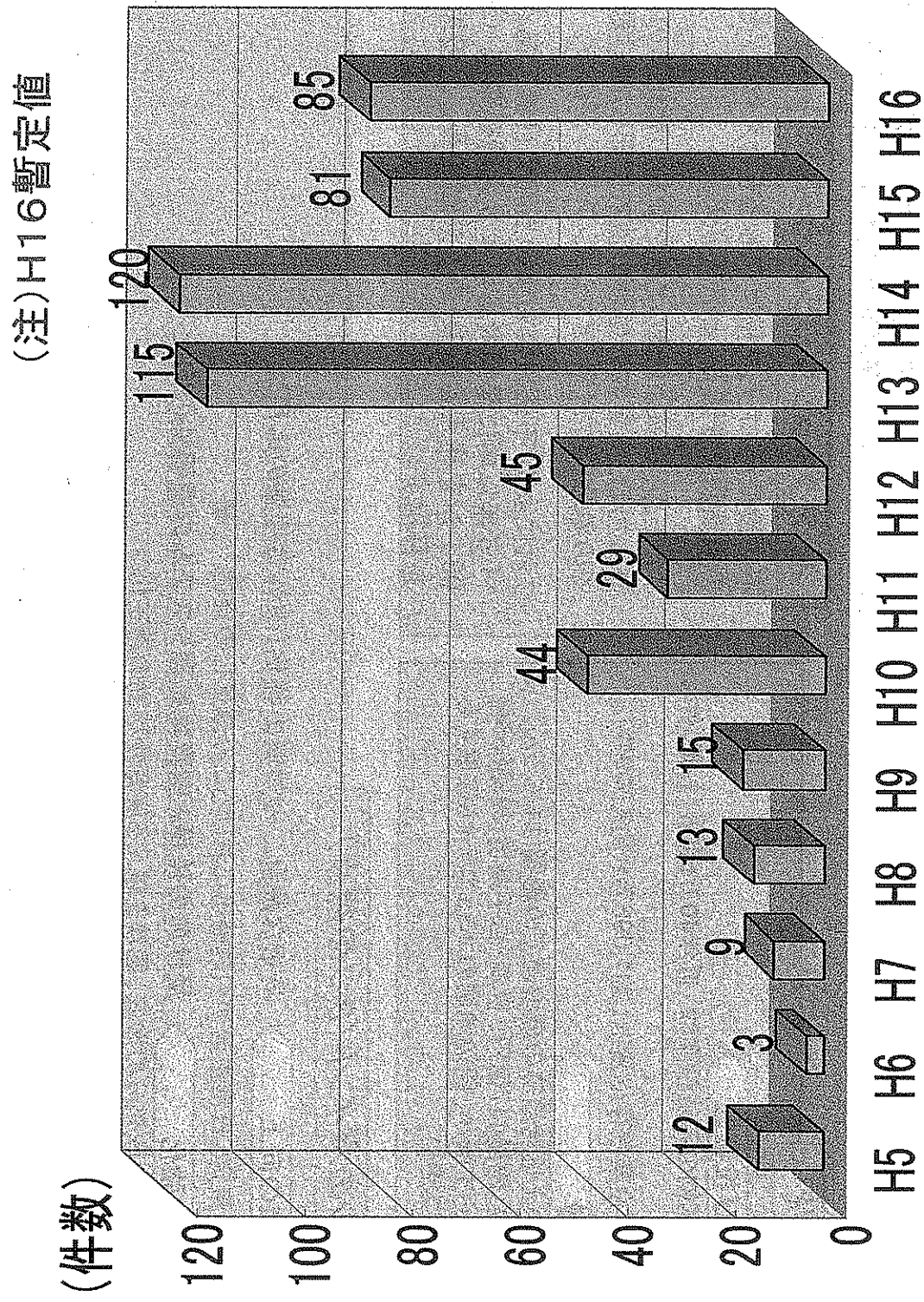


図6 不法投棄撲滅アクションプラン

平成16年6月15日
環境省廃棄物・リサイクル対策部

1. 不法投棄の現状

■不法投棄の件数及び投棄量

・新たに確認される産業廃棄物の不法投棄は、近年40万t前後(1,000件前後)で推移。

・15年度当初の全国の不法投棄残存総量は、約1,096万t(約2,500件)。

■不法投棄による影響

不法投棄は、水質汚濁や土壌汚染等の環境面での影響はもちろん、原状回復費用(香川県豊島:総額447億円、青森・岩手県境:総額655億円)等の経済的損失をもたらすほか、周辺地域のコミュニティも破壊する等、社会的な影響も極めて大きい。

2. アクションプランのねらい

・不法投棄がもたらす様々な影響を考えれば、その未然防止を図ることが不可欠。

・このため、従来より講じてきた罰則の強化等の措置に加え、廃棄物の処理の流れに即した各段階での総合的な対策(アクションプラン)が必要。

・これにより、不法投棄対策の当面の目標である「5年以内に早期対応により大規模事案(5000トンを超えるもの)をゼロとする。」の実現を目指す。

3. アクションプランのポイント(3つの視点)

■地域における意識の向上

身近な散乱ごみ対策の強化(破れ憲理論の応用)
・分別収集ガイドラインの策定、日常生活や引越時等におけるごみ減量化の推進 等

■廃棄物処理体制の強化

受け皿の確保と廃棄物処理システムの透明性の向上
・車両へのステッカー貼付、行政処分の徹底、国境を越える廃棄物移動の適正化
・処理施設の効率的整備に向けた国の支援の充実、処分場の安全対策の強化 等

■制度を支える人材の育成

優良処理業者の育成や行政における体制整備
・評価基準の策定と税制措置等による優良処理業者の育成
・指導員の派遣・産廃アカデミー等による国と地方の人材育成
・地方環境対策調査官事務所の充実・強化や、不法投棄ホットラインの整備等を通じた環境監視(環境パトロール)活動や現場での即応体制の強化 等

※実施に際しては「最終処分場確保等の廃棄物対策に関する関係省庁連絡会議」等も活用。

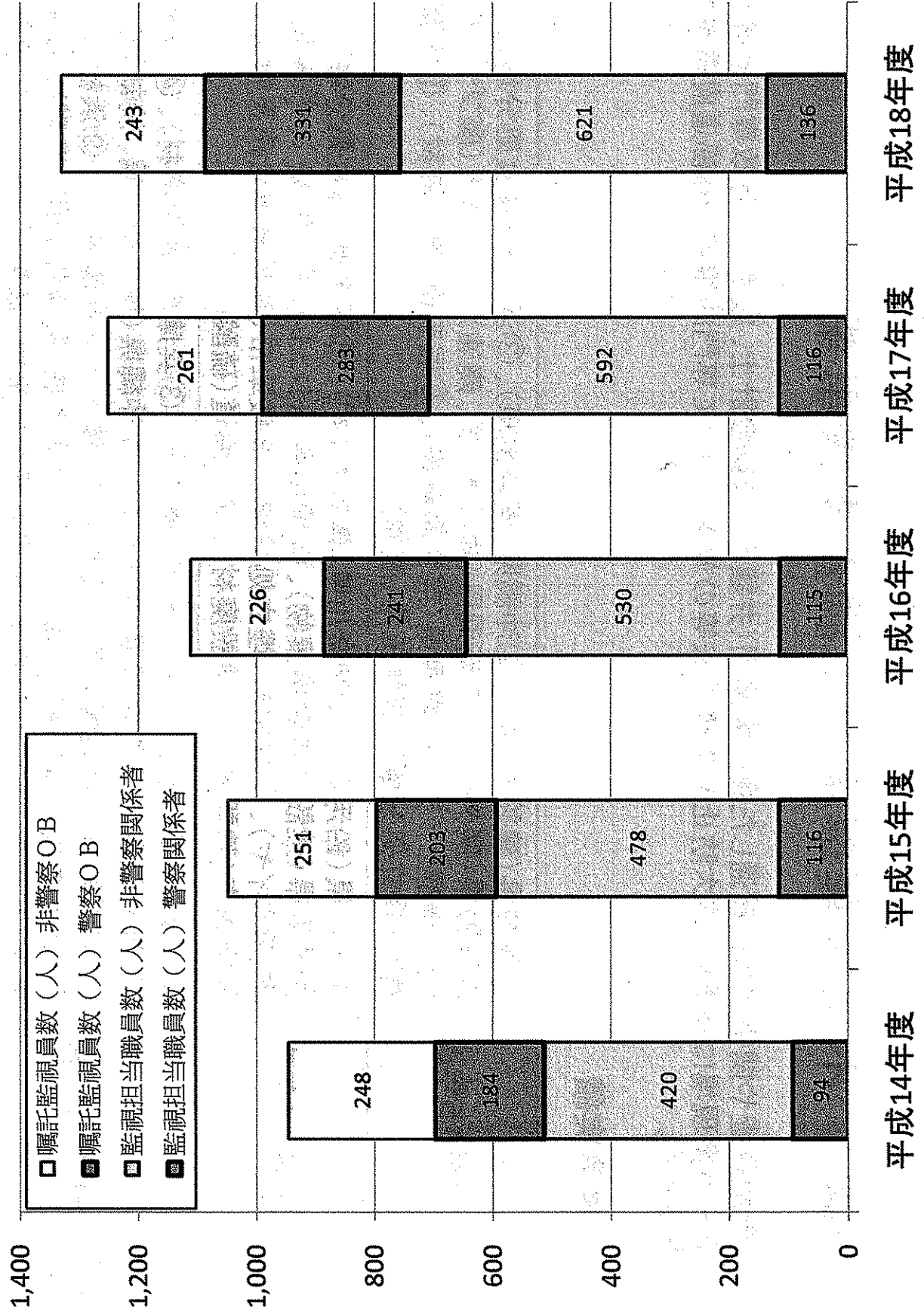
図7 不法投棄事案対応調査支援事業

現地調査や関係法令に精通した専門家集団（弁護士、公認会計士、技術士、行政専門家等）を不法投棄現場に派遣し、拡大防止や支障除去等の対策について専門的視点から都道府県等を支援する。

事業実績

平成15年度	①茨城県（建設木くず）、②沖縄県（廃自動車）、③浜松市（埋立処分場）、④長野県（廃タイヤ）、⑤新潟県（建設木くず、廃油）、⑥川越市（廃プラ、木くず、硫酸ピッチ）、⑦群馬県（混合廃棄物）、⑧岩手県（建設廃材）、⑨宇都宮市（埋立処分場）、⑩埼玉県（廃油）
平成16年度	①山口県（鉛汚泥）、②神奈川県（建設木くず）、③栃木県（埋立処分場）、④埼玉県（建設系混合廃棄物）、⑤岡山県（シュレッダーダスト）、⑥高知市（廃タイヤ）、⑦豊田市（埋立処分場）、⑧岐阜市（建設系混合廃棄物）、⑨函館市（建設木くず、建設廃材）、⑩北海道（硫酸ピッチ）
平成17年度	①千葉県（硫酸ピッチ）、②尼崎市（廃プラ）、③兵庫県（建設廃材）、④岩手県（埋立処分場）、⑤長崎県（廃タイヤ）、⑥沖縄県（埋立処分場、焼却炉）、⑦福岡県（解体混合廃棄物）、⑧奈良市（建設系混合廃棄物）、⑨浜松市（混合廃棄物）、⑩浜松市（廃タイヤ）、⑪岩手県（動物性油脂、汚泥）、⑫北海道（石膏ボード）、⑬岐阜県（建設系混合廃棄物、硫酸ピッチ）、⑭三重県（硫酸ピッチ）、⑮京都府（汚泥）

図8 監視体制の推移



全国ごみ不法投棄監視ウィーク

不法投棄を発生させない環境づくりを更に強化するため、平成19年度から、国、自治体等が連携して具体的な監視活動や啓発活動等を一斉に実施。

1. 「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」の設定等

・関係府省庁の連携

廃棄物対策に関する関係省庁連絡会議の設置

・国と自治体等が連携した国民運動としての取組

環境事務次官通知（平成19年3月26日）

- 全国ごみ不法投棄監視ウィークの設定(平成19年5月30日～6月5日)
- 国と自治体等の連携について要請

2. 国と自治体との連携による取組（平成19年の実施状況）

・監視ウィーク期間において、パトロールや清掃活動を集中的、全国的に実施

- 全470事業（国及び都道府県）のうち6割（294事業）が集中
- 全都道府県、全政令指定都市において実施

・国と自治体等が連携して実施

- 監視ウィーク期間実施101事業(国)のうち約5割(49事業)が連携
- 更なる連携強化のため、国と自治体の連絡会議等を整備

3. 体制の整備

- ・地方において、国の関係機関、自治体等の情報交換を促進し、連携を進めるため、地方環境事務所が中心となった体制の整備。
- ・H20年度新たに、不法投棄撲滅運動のための予算を確保。
地方環境事務所が中心となった体制を整備を推進し、国の機関、自治体等の連携を進め、年間を通じた取組の強化を図る。

（予算額:13百万円）

